

○7番（片平恵美）（登壇） 日本共産党の片平恵美です。

2月28日、アメリカとイスラエルがイランへの先制攻撃を強行し、新たな戦争を始めました。最高指導者ハメネイ氏が殺害され、子供を含む多数の民間人が死傷しています。武力行使の禁止、主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる侵略にほかなりません。蛮行を糾弾し、即時中止を求めます。

また、トランプ氏の力による平和へ日本が追随することは許されません。批判すべきは批判し、攻撃を中止し、外交交渉に戻るよう、アメリカとイスラエルに働きかけることが、日本政府のすべきことであると考えます。

質問に入ります。

1問目、自衛官募集事務に係る個人情報提供について。

本市では、自衛隊からの住民基本台帳の閲覧申請に対し、それまで閲覧、自衛隊員の書き写しであったものを、2021年からは電子データで提供する対応に変えています。この自治体が住民の個人情報を提供する仕組みは、全国的に大きな議論となっています。個人情報保護の観点から、住民が訴訟を起こしている自治体も複数あります。また、提供方法を見直し、提供を中止した自治体もあります。個人情報の保護は、住民の大切な権利であり、行政が扱う際には、最大限の慎重さが求められます。本市としても現行の提供方法が本当に適切なのか、改めて検証する必要があると考えます。

そこで、お伺いします。

本市は、現在自衛隊に対して、どの範囲の個人情報をどのような形式で提供していますか。県内各市町の状況はどうですか。今年度の提供件数、除外申請の数も併せてお答えください。

このことに関し、市民からの問合せや懸念の声は寄せられていますか。

奈良市では、18歳の高校生が、本人の承諾なく個人情報が提供され、勧誘のはがきが届いたのは違憲、違法であるとして、市と国に損害賠償を求め、2024年3月に提訴しています。また、神戸市では、2024年2月に、市長の責任を問う住民訴訟が起きています。これをどのように受け止めますか。

さらに、提供から閲覧に対応を戻した自治体もあります。太宰府市は、2021年度から提供してきましたが、2024年からは再び閲覧に戻しています。閲覧に対する除外申請も行われています。この対応の変更に関し、理由などを把握されていますか。

閲覧は、住民基本台帳法でも認められておりますが、住民基本台帳法は、閲覧しか認めていないのではありませんか。自衛隊法施行令第120条で、自衛隊側が資料の提出を求めるとはしていますが、その資料とは個人情報4情報そのものですか。

個人情報の扱いは、透明性が不可欠であり、住民が自分の情報がどう扱われているか知る権利があります。ですが、市が個人情報を外部団体に提供していることを知らない方がほとんどです。多くの方に知っていただく必要があります。今後どう認知を向上させるお考えなのか、お聞かせください。

本市も対応の見直しを検討すべきではないでしょうか。閲覧方式への変更と除外申請制度から同意申請制

度への転換を求めます。御所見をお伺いします。

個人情報保護の観点から、住民の信頼を損なわない運用をどのように確保するのか、市長の見解を伺います。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 片平議員さんの御質問にお答えいたします。

自衛官募集事務に係る個人情報の提供についてでございます。

まず、提供した情報の範囲と提供方法につきましては、住民基本台帳から対象になる氏名、生年月日、性別及び住所の4情報を抽出した資料を電子データにより自衛隊愛媛地方協力本部に提供しております。

県内他市町の状況は、紙媒体による提供が18市町、閲覧による提供が1市となっております。

今年度の情報提供者数は1,079件、除外を申し出た方は7名でございます。

次に、市民からの問合せや懸念の声につきましては、除外申請についてのお問合せが年間に数件程度ございます。

次に、全国で情報提供に関する損害賠償請求を求める訴訟や住民請求があることにつきましては、本市としては、適法に情報提供が行われていると認識しておりますが、今後の裁判等の動向を注視してまいります。

次に、情報提供から閲覧に戻された事例等につきましては、これまでの経過や様々な事情等を勘案した結果によるものと伺っており、引き続き他市の状況等情報収集に努めてまいります。

次に、住民基本台帳法は、台帳の閲覧しか認めていないのではないかとにつきましては、防衛省、総務省連名の通知において、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、特段の問題を生じないこと、また必要な情報として4情報が示されておりますことから、提供しているところでございます。

次に、今後の認知度の向上につきましては、対象者が情報提供の除外を希望する場合、本人の申請により除外措置を取る旨を公式ホームページやSNSを通じて周知しておりますが、今後はチラシの配布等、より有効な周知方法を検討し、認知度の向上に努めてまいります。

次に、本市の対応の見直しにつきましては、自衛官募集事務に関する資料の提出については、自衛隊法施行令第120条に基づくものでありますことから、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の規定により、本人の同意は必要とされておらず、法的には問題がないと認識しております。

このことから、現時点では閲覧方式や同意申請制度への転換は考えておりませんが、先ほど申し上げましたように、他自治体等の動向を注視しながら、市民の皆様の信頼を損なうことがないように、制度の周知を徹底してまいります。

○議長（田窪秀道） 片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

住民基本台帳法上では、閲覧しか認められていないということは間違いありませんよね。提供が可能なの

は、住基ネットの場合だけで、その場合も情報の内容とか、方法とか、提供後の管理とか、利用とか、目的外利用の禁止とか、本当にいろいろな規定が詳細に決められています。自衛隊法第97条とか施行令第120条には、個人情報保護に関する規定はありません。自衛隊法の解釈文献とされている1974年発行の防衛法という書籍には、この提供資料に対して、募集に対する一般の反応とか応募者数の見通しなど、ちゃんと自衛隊員の募集が円滑に行われているかどうかを判断するための資料、そういう規定だというふうに書かれてあります。個人情報の提供を求める場合には、住基法がそうであるように、いろいろな規定がされているべきですよ。本市におきまして、2021年の通知で問題ないと言っているということなんですけど、その2020年の閣議決定以前には、どのような資料を具体的に提出していたんでしょうか。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 片平議員さんの御質問にお答えいたします。

2021年の通知以前はどのような提供をしていたのかという趣旨だったかと思えます。

2021年の通知を受けて、その後、データを提供するようにする以前においては、他の市町と同様に、閲覧の方法を取っていたように記憶しております。

○議長（田窪秀道） 片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇） 私が聞きしなかったのは、この施行令第120条にある資料を提出するというふうになっていた、その資料の中身であって、閲覧していたのは知っているんですけども、どのような資料を提供されていたのかということなんです。例えば、応募者数の見通しとか応募年齢層の概数とか、そういう報告をされていたのですかという質問です。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 片平議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問ですが、4情報についての閲覧をしていただいていたということについては、先ほど申し上げたとおりでございます、それ以外の提供は特にしておりません。

○議長（田窪秀道） 片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇） 令和5年の参議院の外交防衛委員会の会議録を拝見しますと、個人情報の提供が可能であるか、実際に提供を行うべきかというその具体的方法については、地方公共団体においてそれぞれ法令の趣旨に沿って適切に判断されるものと承知しておりますということで、これはしなければならぬ事務ではないということだと思います。やっぱりきちんと立ち止まって、一つ一つ丁寧に考えていただきたいというふうに思います。

今ホームページ上でもう既に令和8年度の除外申出の手続やっているよというのが、LINEでも回ってまいりました。この手続が4月30日までとなっておりますので、ぜひ周知のほうをきちんとしていただきたいというふうに思います。

個人情報の保護、内心の自由の尊重など、住民の権利に十分配慮した市政運営を求めて、次の質問に移ります。